⑵　営業所・事務所

営業所・事務所名	住　　所

（記載上の注意）

1　記載基準日は事業年度の末日とする。

2　「役員」とは、法第156条の67第１項第４号に規定する役員をいう（以下この様式において同じ。）。

3　「職員」は、取引情報蓄積業務及び取引情報蓄積業務に付随する業務並びにそれらの業務以外の業務に従事する職員をいう。

4　「従業員」の「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

3　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

氏名又は商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	事業の内容	主要議決権所有者又は親法人若しくは子法人の別	議決権の所有又は被所有の割合及び数			
				所　有		被所有	
				割合（%）	数	割合（%）	数

（記載上の注意）

1　「主要議決権所有者」とは、取引情報蓄積機関の総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の10以上の議決権を保有している者をいい、「親法人」とは取引情報蓄積機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいい、「子法人」とは取引情報蓄積機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。

2　「議決権の所有又は被所有の割合」については、小数点以下２位未満の端数があるときは、これを切り捨てて表示する。

4　取引情報収集契約を締結している者に関する事項

⑴　金融商品取引業者等

番号	氏名又は商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	登録番号	締結年月日	対象取引

⑵　その他の者

番号	氏名又は商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	締結年月日	対象取引

（記載上の注意）

1　記載基準日は事業年度の末日とする。

2　「対象取引」には、取引情報収集契約による取引情報の提供の対象とする取引の種類を記載する。

5　役員の兼職状況

役員の氏名又は商号若しくは名称	役員が代表者となり、又は常務に従事する他の法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地（役員が他の事業を営んでいるときはその旨）	他の事業又は他の法人の業務の種類及び概要

（記載上の注意）

1　取引情報蓄積機関の代表者及び常務に従事する役員の兼職状況について記載する。

2　「他の法人」とは、第14条第１項に規定する他の法人をいう。

3　「他の事業」とは、第13条第２項に規定する事業をいう。

4　「他の事業又は他の法人の業務の種類及び概要」欄の「他の事業又は他の法人の業務の種類」は、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成14年総務省告示第139号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる細分類により記載すること。

5　「他の事業又は他の法人の業務の種類及び概要」欄の「他の事業又は他の法人の業務の…概要」は、当該事業年度中の他の事業又は他の法人の業務の営業又は事業の状況の推移及び特記事項について簡潔に記載する。